

城西国際大学動物実験等の倫理に係る規程

〔 決 定 日：平成 28 年 7 月 19 日
決 定 機 関：学校法人城西大学理事会
（平成 28 年度（国）規程第 8 号） 〕

（目的）

第 1 条 本規程は、城西国際大学（以下「本学」という。）研究倫理に係る規程第 19 条及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第 71 号）に基づき、本学において、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の計画及び実施の促進を目的として、遵守すべき諸事項について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規程における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「動物実験等」とは、実験動物を教育（学生実習を含む）、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2）「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するために飼育し、または保管している哺乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- （3）「動物実験実施者」とは、動物実験等を行う者をいう。
- （4）「管理責任者」とは、研究倫理委員会委員長（以下「倫理委員長」という。）またはそれに代わる者をいう。
- （5）「管理者」とは、施設及び飼育管理を行う者をいう。
- （6）「実験動物の専門家」とは、実験動物学を修得した者、または実験動物及び動物実験等について、十分な知識・経験を有する者をいう。
- （7）「施設・設備」とは、実験動物の飼育もしくは保管または実験等を行うための施設・設備をいう。

（適用範囲）

第 3 条 本規程は、本学において実施されるすべての動物実験等に適用される。

- 2 哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を用いた実験についても、本規程の定めに準ずるものとする。

（委員会）

第 4 条 倫理委員長は、本規程の適正な運用を目的として、動物実験委員会及び動物管理委員会を設置する。

- 2 前項に定める各委員会に係る諸事項については、別に定める。

（動物実験計画の立案）

第 5 条 動物実験実施者（以下「実験実施者」という。）は、動物実験等の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、適正な動物実験等に必要な飼育環境、その他の条件を確保す

る。

- 2 実験実施者は、実験動物の選択にあたり、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的・微生物学的品質及び飼育条件等を考慮する。特に微生物学的品質については、管理者の指示に従うものとする。
- 3 実験実施者は、実験動物の選択にあたり、必要に応じて、管理者もしくは実験動物の専門家または動物管理委員会に助言及び指導を求め、有効かつ適正な実験の実施に努めるものとする。
- 4 実験実施者は、立案した動物実験計画の実施について、動物実験委員会及び動物管理委員会による審査を受け、承認されたうえで行わなければならない。

(実験動物の検収及び検疫)

第6条 実験実施者は、実験動物の発注条件、異常及び死亡の有無を確認するとともに、実験動物の輸送の方法及び時間等を把握する。

(実験動物の飼育管理)

第7条 動物飼育の施設・設備及び飼育条件は、実験動物学的にはもとより、動物福祉の面からも適切なものでなければならない。

(実験操作)

第8条 動物実験等は、整備の行き届いた専用区域内で実施する。

(実験終了後の処置)

第9条 実験実施者は、実験を終了した動物の処置にあたり、致死量以上の麻酔薬の投与、その他適切な方法により、速やかに実験動物を苦痛から解放させるよう努めるものとする。

- 2 実験実施者は、実験動物の死体、悪臭及び糞尿等により、人の健康及び生活環境が損なわれないよう努めるものとする。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第10条 実験実施者は、物理的もしくは科学的に危険な物質または病原体等を扱う動物実験等の実施にあたり、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受け、または実験成績の信頼性が損なわれることのないよう、特に注意を払うものとする。

- 2 実験実施者は、本規程の定めを遵守するとともに、関係法令及び本学諸規定等に従うものとする。

(事故対策)

第11条 実験実施者は、万が一、実験動物の感染・逃亡などの不測の事態が判明したときは、管理者に対し当該事態について可及的速やかに報告する。

- 2 実験実施者は、前項の事態の収束にあたり、管理者及び動物管理委員会と協力して適切な対策を講じ、問題点等の解決に全力を尽くすものとする。

(事務)

第12条 本規程に係る事務は、教務部教務課が行う。

(その他)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、動物実験等の実施に係る諸事項については、動物管理委員会の議を経て、管理責任者が定めるものとする。

附 則（平成 28 年度（国）規程第 8 号）

本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。